

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月25日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2009～2012

課題番号：21402010

研究課題名（和文） 気候変動の将来枠組に関する国際比較研究

研究課題名（英文） International and Comparative Study on the Future Framework of Climate Change

研究代表者

村瀬 信也 (MURASE SHINYA)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：80062660

研究成果の概要（和文）：気候変動に関する国際法の基本原則が不明確なままとどめられていることが将来枠組の合意形成を妨げているとの認識から、国際法協会において、その意味内容を明確にする報告書を纏めた。また、気候変動条約の規制対象とする温室効果ガス以外の物質も温暖化の原因となっていることが判明し、そうした物質は越境大気汚染やオゾン層破壊と密接に関連することから、筆者は、気候変動問題を、より包括的に「大気」の環境保護の枠組で捉えなければならないことを国際法委員会において提案した。

研究成果の概要（英文）： Since it is necessary for the future framework agreement to clarify meanings of legal principles on climate change, I submitted two reports on “the Legal Principles relating to Climate Change” to the International Law Association (ILA). It also revealed that contaminants other than “greenhouse gases”, which are not regulated by treaties on climate change, have greenhouse effects too. Since they are intimately related to transboundary air pollution and ozone depletion, I proposed and submitted preliminary report to the UN International Law Commission that the problem on climate change must be subsumed more comprehensively into the framework of the protection of “atmosphere”.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2010年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2011年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2012年度	2,000,000	600,000	2,600,000
総計	8,600,000	2,580,000	11,180,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際環境法、気候変動、京都議定書、オゾン層破壊、越境大気汚染、大気の保護、

1. 研究開始当初の背景

(1) 京都議定書が終了する 2013 年以降の新たな国際枠組については、申請者も主要執筆者として関わった IPCC (政府間気候変動パネル) の第 4 次・第 3 作業部会報告書(2007 年) 等で諸提案がなされていたものの、将来枠組についての詳細な検討・評価がなされているとは言いがたかった。

(2) また、これら諸提案の多くは、経済学者や環境問題専門家の手になるものであり、個々の政策オプションを「国際法」の観点から捉え直すという作業を行ったものは極めて少なかった。そうした政策的な「構想」を、ポスト京都の議定書としていかなる条約形式に収斂させていくかを「法的」に検討することが必要とされていた。

(3) 気候変動に関する将来枠組に関しては、コペンハーゲン、カンクン等における締約国会議 (COP) でも合意が達成されず、不透明な状況が続いていた。こうした国際会議の場では各国の政策が先行し、政治的対立が繰り返されており、合意達成のためには、これを「国際法」の観点から客観的に捉え直すという作業が不可欠とされていた。

2. 研究の目的

(1) こうした状況を踏まえ、本研究は、気候変動 (地球温暖化防止) に関する将来枠組について、世界の各地域および各国の実情を踏まえつつ、いかなる国際制度が長期的な対応を可能にするものと考えられるかを、国際法学・国際立法論の観点から実証的に検討することを目的とした。

(2) 本研究では、各国の国際法学者および主要各国ならびに関連国際機関の専門家との意見交換を通じて、次の 3 つの課題について明らかにすることを目的とした。

①気候変動に関する国際法の基本原則 (予防原則、共通だが差異ある責任、衡平原則など) の意味・内容。

②その原則を、京都議定書の既定路線 (先進工業国と途上国の絶対的差別化、前者に限定した排出量削減の義務化など) を踏襲するか、それとも京都議定書を逸脱して、途上国を取り込みつつより柔軟な枠組を志向するかという実体的問題。

③国際法上の立法形式として、WTO/GATT のような継続的国際交渉の枠組を気候変動に関する合意形成に応用することの妥当性。

3. 研究の方法

本研究は、主要な国際法学会 (国際法協会 ILA、ハーグ国際法アカデミー、アメリカ国際法学会、ケンブリッジ大学ラウターバクト

国際法センター) の研究者、政策担当者および政策決定に関わる専門家 (気候変動に関する民間研究機関・NGO 関係者) ならびに関連国際機関 (国連、世界気象機関 WMO、国連環境計画 UNEP、経済協力開発機構 OECD、国際エネルギー機関 IEA 等) の担当官・専門家との「ラウンドテーブル」方式による対話、意見交換と議論を通して、①京都議定書の履行状況に関する調査、②将来枠組の各国合意内容に関する調査を行い、各意見を比較検討し、それぞれの問題点を浮き彫りにすることによって、将来における持続可能な気候変動条約レジームの方向性を模索した。

また、ケンブリッジ大学ラウターバクト国際法センター、ハーグ国際法アカデミー (敷設の平和宮図書館)、ジュネーヴの国連図書館において、気候変動に関する最先端の研究や稀少な資料を収集することによって、この分野における最先端の国際法研究を踏まえた将来枠組を提示した。

4. 研究成果

(1) 国際法上、「衡平原則」「共通だが差異ある責任」「持続可能な発展」「予防原則」といった国際法の基本原則の内容が不明確なままとどめられていることが各国の間での気候変動に関する将来枠組の合意形成を妨げているとの認識から、各国の共通の理解として気候変動に関する国際法の基本原則の意味・内容を明確化する必要があると考え、国際法協会 (International Law Association, ILA, 本部ロンドン) の「気候変動に関する法的諸原則」委員長として、各国から派遣される約 30 名の委員と意見交換を行った上で、そうした基本原則の意味・内容を明らかにした報告書を取り纏めた (雑誌論文②⑩)。

(2) 気候変動に関する国際法の基本原則の中で、とりわけ将来枠組との関係で重要性を有する原則は「共通だが差異ある責任」である。上記報告書では、先進工業国と途上国の「差異」を強調する前に、まず両者が「共通の責任」を有していることが大前提であることを確認した。その上で、途上国も一括りに「途上国」とすることはできず、最貧国については排出削減義務からの免除を認める一方、近年急速な経済成長を遂げている途上国については、WTO/GATT の特惠関税の場合と同様に、「卒業条項」を適用し、排出削減義務を課す方法を指摘した。

(3) また、専門家との意見交換から、既存の気候変動に関する条約は「温室効果ガス」を規制対象としてきたが、そうした条約の規制対象外となっている黒墨 (black carbon) や対流圏オゾン (troposphere ozone) とい

った物質もまた温暖化の重大な原因となっていることが判明した。そうした物質は、越境大気汚染やオゾン層破壊といった別の国際環境問題と密接に関連することも明らかとなった。これらを踏まえ、気候変動に関する将来枠組は、より大きな「大気」の環境保護の枠組において捉えなければならないとの認識から、国連国際法委員会（ILC）において、「大気の保護」（protection of atmosphere）の国際法の法典化（条文化）を提案し、暫定報告書を提出した（同報告書は国連文書として国連国際法委員会のホームページ上に掲載されている。Shinya Murase, “Protection of the Atmosphere”, International Law Commission, Report of the Sixty-third Session (2011), A/66/10, <<http://untreaty.un.org/ilc/reports/2011/2011report.htm>>, pp. 315-329)。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計10件）

- ① Committee on the Legal Principles relating to Climate Change (Shinya Murase Chair)、Conference Report Sofia: Legal Principles relating to Climate Change、International Law Association Report of the Conference 2012、査読無、Vol.75、2012、pp.1-46
- ② 国際法委員会研究会 (村瀬信也, 他)、国連国際法委員会第64会期の審議概要、国際法外交雑誌、査読有、111巻3号、2012、pp. 66-99
- ③ Shinya Murase、Protection of the Atmosphere and International Law: Rationale for Codification and Progressive Development、上智法学論集、査読無、55巻、2012、pp.1-58
- ④ 村瀬信也、「領土」をめぐる視覚と国際司法裁判所、外交、査読無、16巻、2012、pp. 113-120.
- ⑤ Shinya Murase、Protection of the Atmosphere and International Lawmaking、Miha Pogacnic, ed., Challenges of Contemporary International Law and International Relations: Liber Amicorum in Honour of Ernest Petric, GrafikaSoca, 2011、pp. 279-297
- ⑥ 国際法委員会研究会 (村瀬信也, 他)、国連国際法委員会第63会期の審議概要、国際法外交雑誌、査読有、110巻4号、2011、pp. 79-151
- ⑦ 国際法委員会研究会 (村瀬信也, 他)、国連国際法委員会第62会期の審議概要、

国際法外交雑誌、査読有、109巻3号、2010、pp.109-163

- ⑧ 村瀬信也、気候変動枠組条約—柔軟性と拘束性の相克、ジュリスト、査読有、1409号、2010、pp.11-20
- ⑨ Committee on the Legal Principles relating to Climate Change (Shinya Murase Chair)、Conference Report Hague: Legal Principles relating to Climate Change、International Law Association Report of the Conference 2010、査読無、Vol.74、2010、pp.1-40
- ⑩ 国際法委員会研究会 (村瀬信也, 他)、国連国際法委員会第61会期の審議概要、国際法外交雑誌、査読有、108巻3号、2009、pp. 91-156

〔学会発表〕（計9件）

- ① Shinya Murase、Protection of the Atmosphere and International Law、International Law Seminar、2012年7月9日、国連欧州本部（スイス）
- ② 村瀬信也、国際法の規範形成における国際法委員会の役割—課題選択を中心に—、国際法学会、2012年10月7日、東京ビッグサイト
- ③ Shinya Murase、Climate Change and Beyond、Asian Society of International Law、2011年8月28日、Beijing（中国）
- ④ Shinya Murase、Protection of the Atmosphere and International Lawmaking、Uppsala University Faculty of Law Seminar、2011年5月10日、（スウェーデン）
- ⑤ Sinya Murase、The Legal Principles relating to Climate Change、International Law Association、2010年8月17日、Hague（オランダ）
- ⑥ 村瀬信也、気候変動に関する国際立法過程の問題点、財団法人地球産業文化研究所主催、第2回政策研究会「COP15の評価及びコペンハーゲン合意の具体化に向けた国際動向」、2010年3月4日、霞が関ナレッジスクエア
- ⑦ 村瀬信也、気候変動に関する将来枠組—国際法からの視点、国際交流基金安倍フェローシップ・コロキウム、2009年11月30日、国際交流基金（ジャパンファウンデーション）日米センター
- ⑧ Shinya Murase、Natural Resources lying across National Boundaries: Legal Issues、Asian-African Legal Consultative Organization、2009年10月28日、The United Nations Headquarters Chamber（米国）
- ⑨ Shinya Murase、Climate Change and

International Law、Hague Academy of
International Law External Program
in Beijing、2009年10月19～23日、
China Foreign Affairs University (中
国)

[図書] (計7件)

- ① 村瀬信也 (秦一 訳)、中国人民公安大学
出版部、国際立法—国際法的法源論、
2012、387
- ② 村瀬信也、信山社、国際法論集、2012、
465
- ③ 村瀬信也、他、法律文化社、国際経済法
講座 I 通商・投資・競争、2012、498
- ④ Sinya Murase、Sophia University Press、
International Law: An Integrative
Perspective on Transboundary Issues、
2011、433
- ⑤ 村瀬信也、他、信山社、変革期の国際法
委員会、2011、564
- ⑥ 村瀬信也、他、放送大学教育振興会、地
球的課題と法、2010、188
- ⑦ 村瀬信也、他、東信堂、国連安保理の機
能変化、2009、203

[その他]

ホームページ等

<http://www.ila-hq.org/en/committees/index.cfm/cid/1029>

<https://www.un.org/law/ilc/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村瀬 信也 (MURASE SHINYA)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：80062660

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし